

葛飾区飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業（団体向け）

葛飾区では飼い主のいない猫を適正に管理し、地域のトラブルになることを防止するため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。

各種受付期間

- ・手術申請の受付期間：令和8年4月1日から令和9年2月28日
- ・団体登録の受付期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

対象となる猫

葛飾区内に生息している飼い主のいない猫（手術済みの猫、飼い猫は対象外です。）
※申請前に手術を行った猫の助成はできません。あらかじめご了承ください。

登録条件

- 1 団体登録申請書（第1号様式）の誓約書内容に同意できる。
- 2 区へ活動報告を行うことができる。

助成金額（支払われる金額）

オス・・・ 5,000円（上限・1匹あたり）

メス・・・ 10,000円（上限・1匹あたり）

※手術費用が助成金額を下回る場合は支払った金額となります。

※葛飾区内にある動物病院（別紙：協力動物病院一覧）で手術を行ってください。

有効期間

団体登録の有効期間は、承認日から令和9年3月31日までです。

承認期間の満了後も活動を続ける場合は、再度団体登録の手続きを行ってください。

手術の申請をした猫の助成金の交付申請の期限は承認日より90日です。

90日を過ぎてしまった場合は再度申請をお願いします。

団体登録から助成までの流れ

- 1 保健所生活衛生課へ団体登録と支払金口座登録の申請書を提出します。
団体登録・支払金口座登録については、窓口、郵送、オンラインで申請が可能です。
(代表者の口座の写しが必要です。銀行名は最新の名前を使用します。)
- 2 団体登録申請後、審査手続きを経て「団体登録承認通知書」を郵送します。
- 3 手術をする前に、保健所生活衛生課へ助成申込書をご提出ください。
手術前の申込については、窓口、郵送、オンラインで申請が可能です。
審査手続きを経て「承認通知書」「結果報告書」「助成金請求書」を郵送します。
書類を受け取った後は葛飾区内の協力動物病院で手術を受けてください。
手術後、獣医師に「結果報告書」を記入してもらいます。
- 4 「助成金請求書」に必要事項を記入し、「結果報告書」と手術費の「領収書」と一緒に保健所生活衛生課にご提出ください。
手術後の請求については、窓口、郵送で申請が可能です。
- 5 必要書類をいただいた約1か月後に、代表者の銀行口座に助成金をお振込みします。

活動報告について

登録していただいた団体は活動報告が必要になります。
活動時に発生した苦情や対応記録など、報告をお願いいたします。

お問い合わせ先

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14

葛飾区保健所生活衛生課 生活衛生係

Tel 03-3602-1242